

【手当の創設】

〈給与規程の記載例〉

第〇条（**定着支援特別手当**）「**東京都バス運転士定着支援特別手当事業補助金交付要綱**」の運用に準拠し支給するものとする。

この手当の支給は「東京都バス運転士定着支援特別手当事業補助金」の交付対象となる期間とする。

2. この手当の支給額は次による。

一、「東京都バス運転士定着支援特別手当事業補助金交付要綱」第7条3に当たる支給額 月額10,000円

※あくまで記載例になりますので、文言は法人内でご検討下さい。